

よりそう、でんき

(東京エリア)

電 気 供 給 実 施 要 綱

[低 圧]

令和元年10月1日実施

よりそう、でんき
(東京エリア)

目 次

I	本 則	1
1	適用条件	1
2	実施要綱等の変更	1
3	契約容量	2
4	料 金	3
5	そ の 他	4
II	実 施 細 目	5
1	実施要綱等の変更	5
2	そ の 他	5
附	則	6
別	表	8

I 本 則

1 適用条件

(1) この電気供給実施要綱〔低圧〕（以下「この実施要綱」といいます。）は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けて電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合に適用いたします。

イ お客さまが1年を通じてこの実施要綱の適用を希望されること。

ロ 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、6キロボルトアンペア以下であること。

ハ 1 需要場所において動力を使用する需要に適用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

(2) この実施要綱は、次の地域に適用いたします。

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は除きます。

2 実施要綱等の変更

(1) 当社は、この実施要綱を変更することがあります。この場合には、次のとおりお知らせするものとし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給実施要綱〔低圧〕によります。

イ 軽微な変更の場合には、あらかじめお客さまに変更しようとする事項

の概要をお知らせいたします。

ロ イ以外の場合には、あらかじめお客さまに変更しようとする事項をお知らせし、変更した後、変更した事項等についてお知らせいたします。

- (2) 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この実施要綱を変更する必要がある場合は、当社は、変更後の当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえ、この実施要綱を変更するものとし、あらかじめお客さまにお知らせいたします。

この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給実施要綱〔低圧〕によります。

- (3) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この実施要綱を変更するものとし、あらかじめお客さまにお知らせいたします。

この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給実施要綱〔低圧〕によります。

- (4) 当社は、この実施要綱の変更を行なう場合は、その内容について個別に通知する方法または当社のホームページに掲示する方法等によりお知らせいたします。

- (5) 託送約款等が変更された場合には、この実施要綱における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等といたします。

3 契約容量

契約容量は、1 キロボルトアンペア以上、かつ、6 キロボルトアンペア以下とし、次のとおり定めます。

- (1) 契約容量は、原則として電気標準約款〔低圧〕（以下「標準約款」といいます。）14（契約電力および契約容量）にかかわらず、契約上使用できる最大電流（以下「当該最大電流」といいます。）に応じて当該一般送配

電事業者が取り付ける電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）の定格電流または電流を制限する計量器により制限される電流にもとづき、別表 3（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。

なお、当該最大電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまから申し出ていただきます。

- (2) お客さまにおいて当該最大電流が制限される装置が取り付けられている場合には、当該一般送配電事業者は電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。この場合の契約容量は、(1)にかかわらず、標準約款 14（契約電力および契約容量）(2)に準じて算定された値といたします。

4 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしていたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 3 キロボルトアンペア以下の場合	858 円 00 銭
契約容量 4 キロボルトアンペア	1,144 円 00 銭
契約容量 5 キロボルトアンペア	1,430 円 00 銭
契約容量 6 キロボルトアンペア	1,716 円 00 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 87 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 94 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 50 銭

5 そ の 他

- (1) 当社は、標準約款 22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 4（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2) その他の事項については、標準約款によるものといたします。
- (3) この実施要綱の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 実施要綱等の変更

本則 2（実施要綱等の変更）(4)における「個別に通知する方法」とは、電子メールの送信、郵送または個別配付等による方法をいいます。

2 そ の 他

電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表 4（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）の「計量期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

(1) 計量期間等の日数

イ 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

(2) 暦 日 数

イ 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和元年10月1日から実施いたします。

2 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については、次のとおりといたします。

(1) 本則4（料金）の料金率については、本則4（料金）にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 基本料金

契約容量3キロボルトアンペア以下の場合	842円40銭
契約容量4キロボルトアンペア	1,123円20銭
契約容量5キロボルトアンペア	1,404円00銭
契約容量6キロボルトアンペア	1,684円80銭

ロ 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 51 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 48 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 97 銭

- (2) 別表 2 (燃料費調整) (2)の基準単価については, 別表 2 (燃料費調整) (2)にかかわらず, 次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	22 銭 8 厘
-------------	----------

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用は、次のとおりといたします。

イ 当該一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の計量日（当該一般送配電事業者が当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から翌年の 4 月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 当該一般送配電事業者が 30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）により計量する場合は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう計量日は、検針日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に

定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) 当該一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合は、お客さまからの申出の直後の4月の計量日から翌年の4月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の計量日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 当該一般送配電事業者が記録型計量器以外の計量器により計量する場合は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう計量日は、検針日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (44,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 当該一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合の各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年の 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

(ロ) 当該一般送配電事業者が記録型計量器以外の計量器により計量する場合の各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう計量日は、検針日といたします。

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23 銭 2 厘
------------	----------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

3 契約容量の算定方法

本則3（契約容量）(1)の場合の契約容量は、次により算定いたします。

(1) 電流制限器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \frac{\text{電流制限器の定格電流 (アンペア)} \times 100 \text{ ボルト} \times 1}{1,000}$$

(2) 電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \frac{\text{制限される電流 (アンペア)} \times 100 \text{ ボルト} \times 1}{1,000}$$

4 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

(1) 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式は、次のとおりといたし

ます。

$$\frac{\text{第1段階料金}}{\text{適用電力量}} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\frac{\text{第2段階料金}}{\text{適用電力量}} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) 標準約款21(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

(3) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。